

消費税転嫁対策における4つのポイント

消費税転嫁対策特別措置法は、平成25年10月1日から施行されました（同法は、平成29年3月31日まで適用）。消費税の円滑かつ適正な転嫁に向けた取組は以下のとおりです。

Point 1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

転嫁拒否をする側（規制対象）（買手）	転嫁拒否をされる側（売手）
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者
資本金 3 億円以下の事業者と継続的に取引を行っている事業者等	資本金 3 億円以下の事業者等

禁止される行為	具 体 例
①減額	本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
②買いたたき	原材料費の低減等の状況変化がない中で、消費税率引上げ前の税込価格に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること
③購入強制・役務の利用強制・不当な利益提供の強制	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーのチケットを購入させること
④税抜価格での交渉の拒否	消費税抜価格（本体価格）で交渉したいという申し出を拒否すること
⑤報復行為	転嫁拒否をされた事業者が、①～④の行為が行われていることを公正取引委員会などに知らせたことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止したりするなど、不利益な取扱いをすること

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表します。

Point1に関する問い合わせ先：公正取引委員会取引企画課 03-3581-5471（代表）

Point 2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務の取引について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

禁止される表示	禁止される表示の具体例
①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示	「消費税は転嫁しません」 「消費税は当店が負担しています」
②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減する旨の表示であって消費税との関連を明示しているもの	「消費税率上昇分値引きします」
③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であって②に掲げる表示に準ずるもの	「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」

違反行為を防止又は是正するため、公正取引委員会、主務大臣、中小企業庁長官が必要な指導・助言を行います。また、違反行為があると認めるときは、消費者庁が勧告を行い、その旨を公表します。

Point2に関する問い合わせ先：消費者庁表示対策課 03-3507-8800（代表）